

節会相撲考

山田知子

はじめに

我が国の相撲の歴史は古く、文献にみるかぎりでもすでに『日本書紀』の垂仁紀にみえ、その後もしばしば朝廷で行なわれていたことが記されている。

聖武天皇の頃よりは、七月七日の節会の行事として行なわれはじめ、平安時代に入つて恒例の行事となり、「相撲節会」と称されていた。

先年、私は相撲の起源について考察し、相撲は、もとは力強い足踏やあたかも敵に対抗するような動作を行う素舞であり、共同体の生活をおびやかすさまざまな災禍の原因になりやすい悪霊や死者の荒魂を踏み鎮め、境外に追い払う呪術より発生し、力強く、勇壮な動作であればあるほど

大きな神の恩寵が受けられるという信仰から、力競べをするようになつて競技化されたものであるとのべてきた。^①

相撲が、朝廷の節日におこなわれるようになつたのも、こうした相撲の民俗を基底とする悪魔ばらいの儀礼であったと思われる。

節会の相撲は、承安四年（一一七四）まで、約三百数十年にわたつてづけられ、その間に、次第に朝廷の儀式にふさわしい形式や作法が整えられていつたようである。現代の相撲の形式や礼儀作法は、ほとんどこの節会の相撲儀式に基づくものであると伝承されている。

相撲節は、八百余年も昔に廃絶してしまつたとはいえ、この行事に関する史料は断片的ではあるが、『続日本紀』をはじめ『類聚国史』『三代実録』等の公式記録や、『小

右記』『長秋記』などの公卿の日記、あるいは『内裏式』

『江家次第』といった儀式書や『宇津保物語』のような文學や『古今著聞集』『今昔物語』などの説話集等、多方にわたる文献に記載されており、その盛衰の一端をうかがうことができる。

ここでは特に、節会儀式としての相撲の形式や作法について記された『内裏式』をはじめとする儀式を中心に、節会の相撲儀式とはどのようなものであったかを考察してみたい。

である。

朝廷の節会が、もとは宴の行なわれる日であったことは、山中裕氏が『平安朝の年中行事』において「特別な物をこしらえて食う恒例の晴の日」であり、「これが文献の上にみえる宴である」とのべておられる。相撲が、この節日に行なわれるようになつたところをみると、この節日の宴は、宗教行事として行なわれて来た宴であつたにちがいない。

節会の相撲では、ひろく諸国に相撲人が求められている。『続日本紀』神龜五年(七二八)四月二十五日の条には、「諸国郡司等 部下有^ミ騎射相撲及^ミ膂力者^ミ輒給^ミ王公卿相之宅」(中略)若有^ミ違者^ミ國司追^ミ奪位記^ミ仍解^ミ見任^ミ郡司先加^ミ決罰^ミ准^ミ勅解却^ミ」といきびしい勅命が記されており、

『万葉集』には、相撲人を連れて都に登る郡司国司等の使者を「コトリツカイ」(部領使)と称していたことがみえている。

しかし、実際には、諸国より貢進される相撲人は数少なかつたようで、大同五年(八一〇)七月九日には、「進^ミ膂力人^ミ者^ミ常限^ミ六月二十日^ミ以前^ミ自^ミ今以後^ミ隨^ミ得則進莫^ミ限^ミ期月^ミ又雖^ミ力不^ミ超^ミ衆^ミ而解^ミ相撲^ミ者^ミ兼令^ミ進^ミ之^ミ」という勅命が出されている。

ここに記される相撲が、朝廷における宗教行事としておこなわれたものであることは、すでに考察して來たところ

この膂力者や相撲人の貢進について、從来競技史の立場

からは、軍事力の増強を目的としたものであると解されて
来た。

しかし、これが節会の相撲のためになされたものである
ことは、弘仁三年(八一三)七月十三日に出された「太政官
符^(⑤)」に

預_ニ於宿衛_ニ相撲人者 供_レ節為_ニ本 応_レ奉_ニ其 職 而
今前件等人意去來既闕_ニ節事_ニ兼 忽_ニ宿衛_ニ理不_レ

合_レ然 深可_ニ科責_一

とあることからもあきらかで、全国を対象に強剛のものを
あつめて、天下国家の悪魔ばらいをさせることが、節会相
撲の本義だったのである。

しかし、それでも郡司らの中には膂力者あるいは相撲人
の貢進義務を怠るもののが多かつたとみえ、後には、左・右
の近衛府の役人等が朝廷より派遣されるようになってい
る。『江家次第^(⑥)』には、「先二・三月比、大将以下於_ニ陣座_ニ定_ニ
相撲使事、閑白大將、隨身陣官賭弓矢數者等為_ニ使遣_ニ諸國
七道召_ニ相撲人_ニ也」とあり、『宇治拾遺物語^(⑦)』には、門部
の府生といふ舎人が、賭弓の折に抜群の成績であったので、
「はてには相撲の使にくだりぬ。よき相撲どもおほく催し
出ぬ。」と記されている。従って弓を射る行事のないときは、
相撲使に立つものがおらず、「去年十月无_ニ弓場始_ニ之時、

无_ニ賭弓_ニ、无_ニ賭弓_ニ之時、无_ニ相撲節_ニ」であったという。
畿内をはじめ、七道諸国に相撲人を求める相撲使の旅は、
困難をきわめたようで、なかには、『今昔物語』(巻二十七)
に、東国に下った相撲使が、陸奥国から常陸国に抜ける山
道で病に患り、「其ノ夜ノ宿ニテ寢死ニ死ケリ」とみえる
ように、途中で病に倒れたり死ぬものもあり、又役目を懈
怠するものもあって、その人選にも苦労があつたようであ
る。例えば、『小右記』長和四年(一〇一五)五月一日の記
事には、府生の亮範は、「度々為_ニ相撲使_ニ也 無_ニ其勤_ニ毎度
逃_ニ相撲人_ニ者也」と非難されており、三日の記事には、特
に「丹波丹後但馬使是大過怠也、所_ニ咎仰_ニ無_ニ所_ニ避」と申
すものが多かつたので、「至_ニ亮範除_ニ定文_ニ」ことになった
とあり、又同じ三日の記事に、府生の奉良といふものは、
「衰老者難_ニ向_ニ土佐_ニ欽 改_ニ定畿内紀伊等_ニ如何_ニ等の議論
があつたと記されている。

こうして派遣された相撲使が、やつとの思いで探し求め
た相撲人も、都に登る途中で死んでしまうことがあり、『宇
津保物語^(⑧)』(初秋)には、「例のまうでくる男ども、ある
は死に、あるは身の病など侍りて、さるついでのものども
奉りあげて」と途中でみつけた相撲人を連れ戻つたとある。
又折角連れて来た相撲人も極度に見劣りのする場合は、

「容体如^ニ蟠^ニ嶺^ニ不^ニ巔^ニ眞^ニ試^ニ徒^ニ帰^ニ國^者」と帰国させている。

このように力の強いものを諸国より召し出して天下国家の悪魔を払う儀礼として、相撲をさせるところに節会相撲の本来の意味があつたと思われるが、時代が進むと共に相撲は次第に娯楽化し、勝負のみに関心が集るようになっていった。『長秋記』の天永二年(一一二一)八月十一日の記事には、「因幡白丁丸部貞成、具^ニ左府使^ニ參上間於^ニ七条大宮辺^ニ右使奪取了、其間左使被^ニ陵轢^ニ之由訴申」とあり、丸部貞成の兄貞宗と共に右方の相撲人であったが、左方が貞成を味方に入れようとして策を練り、貞成を右方に取られたと偽りの訴状を出したといつた。顛末が詳細にのべられており、一人の優秀な相撲人をめぐって左、右の相撲使の争奪戦が展開されるようになっている。

二

諸国より召し出された相撲人は、いづれも剛力者ばかりであったが、その中にも序列があり、「占手」「垂髪」「総角」「最手」等の名称で呼ばれている。しかしこれらの名称が何時頃から使われていたのかはわからない。

占手は、『内裏式』には、

先出^ニ占手^ニ用^ニ四尺以下小童^ニ前一日於^ニ内裏^ニ量^ニ長短^ニ

或有^ニ過^ニ四尺^ニ者^ニ當日不^ニ更令^ニ相撲^ニ以為^ニ負

となり、一番最初に相撲をする人の名称で、『内裏式』が完成された弘仁十二年(八二二)頃には子供がこの役にあつていたようである。

一般に占手は裏手で、最も抜きん出たものを表わす「最手」に対して、まったく反対の立場にあるもの、すなわち最も劣ったものと解されており、前日に身長を測定しているところをみると、身長によって強弱を判じたようにもみえる。しかし、和歌森太郎氏は、「子供達によるごく儀礼的な相撲である」といわれている。そういえば、防府市玉祖神社の占手神事は、その昔、神皇皇后が三韓征伐におもむかれる折、吉凶を手で占つたことに由来すると伝えられ、二人が足踏をし、最後に、両手をとり合つて地面を叩く相撲がいまなおなわれている。

『江家次第』には占手の名称は用いられていないが、「裏書云、一番右許負事長曆元年(一〇三七)以後例云々」とあり、やはり一番の相撲は、儀礼的なものであつたようである。

『西宮記』に記されている「垂髪」「総角」等は、髪型によつて年令をあらわす当時の風俗にもとづいて、相撲人の体力や技能の程度をあらわしたものであろう。

最手は、秀逸最上の相撲人のことで、悪魔払いの意味を持つ節会相撲において重視されたのは当然のことであろう。

『内裏式』には、前日に、占手の役を務めるものの身長を量ること以外には記されていないので、次番からの出場順をどのようにして決定していたのかはわからない。

『三代実録』元慶三年(八七九)七月二十日の条に「於仁寿殿東庭⁽²⁾左右相撲人等」但不^レ令^ニ角力^ニと天皇が相撲人を御覧になつたことがはじめて記され、同書仁和三年(八八七)七月二十七日の条には、『閑^ニ覽^ニ左右相撲人体骨強弱之形^ニ然後^ニ拝^ニ其名^ニ令^ニ角撲^ニ焉^ニとあつて、次第に予戦が行なわれるようになり、これが後には「内取」と称され、節会相撲の儀式の一部を構成するようになつてゐる。

「内取」は、左方同志、右方同志の対戦で『江家次第⁽²⁾』には、内取の日における相撲次第が次のよう記されてい

本府官人一人搔^ニ結番於文列^ニ前行、

次左相撲人參入 瘢鼻褲上着^ニ狩衣^ニ差^レ紐搔^ニ狩衣前^ニ

次將以^ニ結番文^ニ授^ニ大將^ニ

大將候^ニ天氣^ニ仰云東向介次仰云北向介

次仰云罷入禴

次相撲 一番

十五番畢 事了退下、

次召^ニ右如^ニ前

節日の相撲儀式は後に「召合」と称せられるようになるが、ここでは、相撲人の他に「立合」「奏^ニ名者」(唱名者)⁽²⁾「奏^ニ籌者」(籌刺)等が登場する。

「立合」は『江家次第』によれば「帶^ニ弓箭劍絵尻鞘等^ニ」を着けた物々しい姿で、左、右方から一人づつ出て相撲人を立合せ、勝負が決まると勝方が舞を奏し、次番の相撲の立合せを行なうが、負ければ他の「立合」と交代する。『平安朝相撲人絵巻』(古事類苑所収)には、「立合」せが背に矢を負い、手に弓をもつて片足を高くあげて踊っている姿が画かれており、威勢のよい舞であったと思われる。

「奏^ニ名者」は、出場する相撲人の名を読みあげる役で、これも左、右方に一人づつおり「奏^ニ籌者」にも左右があつて、勝負が決ると勝った方は自分の前に矢を立て、相撲がすべておわると、矢数を数えて報告する。

相撲は、左、右より一人づつ出て、「立合」の合図で勝負をきめるもので、『内裏式』では、「先出^ニ占手^ニ」(中略)占手勝則奏^ニ乱声^ニ最手勝則奏^ニ乱声及舞^ニ(中略)此日相撲人惣^ニ十番^ニと記されているが、『西宮記』では「占手勝方

乱声立合之等垂髪縦角二十番最手出中庭」とあり、力の弱い者から順番に対戦し、最後に最手が勝負を決している。

相撲人は、『江家次第』に「次一番 左先出、着葵花」

取劍衣置北円座進立桜樹下一次右出着瓠花次々番負方先進之と花をつけ、剣衣を脱いで立合い、花と剣は、「勝方葵瓠等花并剣衣等称肖物」令其於次番「あやかり物と称して、勝てば次番の相撲人に着けさせている。但し、最手は「不依前番勝負付花并執劍衣出」とあり、前番までの勝負とは別に扱われていたようである。花や剣はおそらく魔除けの呪物として用いられたのであろう。

左、右より出た相撲人は、まず「練合 拳手徐歩如常手合一両度」(『玉海』古事類苑所収)練歩と手合を行う。手合は手を取り合って練り歩るくことであるが、この練歩は、『長秋記』に「最手一人練出帰入常事也」とみえ、常に行なわれていたようである。

節会の相撲には現在のような土俵がなく、従つて、どちらかが足の裏以外の体の一部が地面につくかかるいは「まいった」の声をかけるまで競技がづけられるが、『江家次第』には、あまり長引いて時間が遅れるので「良久无勝負逐下於南方召次番」と次番を立合せたことが記されている。相撲の手(決り手)なども追々工夫されたようで、

『新猿楽記⁽²⁾』には、「内搦・外搦・亘繫・小頸・小脇・逆手」等の手が一人相撲に、演じられていたことが記されている。

勝敗は、最終的に勝った人数の多い方が勝となるが、全體の数としては負けであつても、最手が勝てば勝となり、勝方は、乱声や舞を行つてゐる。相撲は本来勝敗を楽しむものではないが、左・右に分れて勝敗を争うところから、勝敗にことさら関心がよせられるようになり、相手方の最手が負けるようにと祈禱させたり(『古今著聞集』)相撲人は予め陰陽師の反閑に籠るべきところ、これに従わなかつたものが尽く負けたとして相撲所の官人を罰したり(『小右記』万寿四年(1027)七月二十七日)したことも記されている。陰陽師は、『小右記』寛仁三年(1019)七月二十日や治安三年(1023)七月十八日に「内取」の日時を勘文したことなどがみえ、又、万寿四年(1027)七月二十三日には、相撲節の念人に任せられており、『儀式』にも節会相撲の日、相撲人を率いて反閑を踏みながら相撲人の控え所に入ると記されていて、相撲行事に深くかかわっていたようである。

節会の相撲には、さまざまな芸能がともなわれているが、

三

文献の上でこのことがはじめてあらわれるのは、『内裏式』である。これによれば、占手の相撲に先立つて、まず厭舞が行なわれている。

左司先奏_二厭舞_一訖大夫等着座 次右司奏_二厭舞_一訖着座

厭舞は杵を採り振りながら舞うところから振杵とも書き、悪魔を調伏し、災を消す舞として舞楽の最初に行なわれる舞であり、露払い的な意味をもつていて、ついで占手の相撲があり、勝負が決まると、

占手勝則奏_二乱声_一不_レ奏_レ舞

と乱声が奏され、最手の相撲の勝負が済むと

最手勝則奏_二乱声_一及舞

とあって乱声と舞が行なわれている。

この乱声や舞は、おそらくもとは相撲と同じく惡靈を鎮めて追い払う呪術として、鉦や太鼓を叩き、掛け声いさましく跳躍乱舞するものであったのであろう。これが、朝廷の行事として行なわれるようになり、朝廷の行事らしく朝儀の式楽である雅楽や舞楽の演奏になつたものと考えられる。

相撲の勝負の後に演奏される曲目は、勝負舞と呼ばれており、『江家次第』には、

依_レ員左勝者抜頭 右勝者納蘇利 均共奏、往年最手決

自_レ斯之後左右互奏_レ舞

時 左員勝 右最手勝時右先奏_二納蘇利_一左奏_二陵王_一亦有_二徐景_一者奏_二他舞_一云々
とあって、勝負舞の曲目には、左抜頭、右納蘇利が用いられていたことがわかる。

勝負舞は、勝方が舞うもので、それも総計数で勝つても、最手が負ければ負となり他の舞曲を舞わなければならなかつたようであるが、『江家次第』が書かれた時代には、勝ち方から先に舞うだけで、曲目はいずれも勝負舞とする抜頭、納蘇利であったという。

抜頭は、『教訓抄』によれば、「古老語云。唐ノ后物ネタミヲシ給テ。鬼トナレリケヲル。以_ニ宣旨_一樓籠ラレタリケルカ。破出給テ舞給姿ヲ模トシタ作_ニ此舞」とあり、長い髪が前に垂れた面をつけ、手に短かい桴を振り活潑に跳躍する舞であり、又納蘇利は、その由来は不明とあるが、龍の面をつけ、手に持つた短棒を振りながら舞うものである。こうした武舞が勝負舞の演目として選ばれたのも、惡魔を払う呪的な力をもつ舞と思われて来たからにちがいない。

『内裏式』には、勝負舞につづいて舞がおこなわれたことが記されている。

とあり、おそらく舞曲の数々が演じられたのであろうが、『三代実録』貞觀三年(八六一)六月二十八日の条に、

天皇御^ニ前殿^ニ觀^ニ童相撲^(中略)九番相撲後^ニ有^レ勅令^レ
停^レ左右互奏^ニ音樂^レ種々雜技^レ散樂^レ透撞^レ兜擲^レ弄^レ
玉等之戲^レ皆如^ニ相撲節儀^レ

とあり、舞楽以外に数々の芸が演じられており、これらは相撲節で行なわれているものと同じであると記されているので、節会の相撲の後にも種々雜技や散楽があつたと思われる。

貞觀七年(八六五)七月二十三日の条には^③、

天皇於^ニ南殿御簾中^ニ觀^ニ相撲^ニ左右司通奏^ニ音樂^ニ百戲偕

作

とある。百戯とはおおげさな表現であるが、数え切れないほど多くの芸が展開されたのであろう。

『儀式』には、節会の式場に入る行列の順序が詳細に記されており、この中にも、「登木人擲倒人」「散樂人」「吹螺者」等の名称が見られる。『儀式』の「相撲節儀」の項には、最手相撲の後に

自後左右牙奏^レ樂

とあるのみで、散樂その他の芸能のあつたことは、特に記されてはいないが、おそらく行なわっていたにちがいない。

『三代実録』元慶四年(八八〇)七月二十九日には、散樂人が鴻滸の技をしたことが記されている。^④

人近^レ之矣亦各賜^ニ絹一疋

鴻滸は、痴癡で、愚かしいこと、ばかばかしいことである。こうした要素が散樂技に加わつていったのは、笑うとして節会相撲の芸能は、このような新しい内容も含めて増え多種多様なものになつていったのであろう。

『内裏式』には、七月七日と八日が「相撲式」になつており、八日の項には、「相撲之儀与^ニ七日^ニ同」と記されていて、二日間同じ行事内容が繰返されていたようである。しかし、散樂に滑稽解頗的な内容も加わつたとみられる元慶四年頃からは、二日間の行事内容が相撲と芸能に分けられており、第一日目にあたる二十八日には

天皇御^ニ仁寿殿^ニ覽^ニ相撲^ニ親王公卿侍^ニ於殿座^ニ内藏寮冷然院設^ニ酒饌^ニ饗^ニ參議已上

と相撲が中心で、前述の芸能は第二目の相撲の後に行なわ

れている。特に一日目の相撲は、「抜出」と称され、一日の勝者ばかりが選抜されて相撲をするので、その後ひきつづいて行なわれた芸能においても、左・右が互いに技のかぎりを尽して競いあつたであろう。

『舞樂要錄』には、延長三年(九二八)より保元三年(一五八)までの間に行なわれた相撲節の「召合」と「抜出」における演目が列記されている。いまその中から「抜出」に記されている演目のみを抽出してみると次のようである。

左 蘇合・散手・還城樂・太平樂・輪台青海波・陵王・

三台・雜芸・猿樂・散更禪脱・劔氣・

右 古鳥蘇・新鞆鞨・貴德・狛杵・綾切・敷手・弄槍・

渤海樂・新鳥蘇・延喜樂・狛犬・桔槔(乞寒)

『江家次第』によれば、

次左右乱声

振杵左右各一節

次左右各舞隨時大曲各一左新鳥自余依

左必舞散手還城樂散更一至二大曲一者多奏三蘇合一

右必舞帰徳狛犬吉子一至二大曲一者多奏三新鳥蘇一

と必須の演目が記されていて、附記に

狛犬散更之中、有^ニ一足高足^一輪鼓獨樂兜師侏儒等

とあり、更に「裏書云」として

散更猿樂也、

吉千桔槔大舞也 舞畢曰含松火而入云々

とあって、必須の演目の中でも狛犬、散更、吉千(桔槔)は、猿樂あるいは、散樂系の舞樂であつたことがわかる。

『教訓抄』によれば、「散手」は、「古老伝日率河明神。平^ニ新羅軍^一扶悅之余。向^ニ新羅國^一指麾而舞。時人見^ニ此姿^一摸^レ之。(中略)或書云。此曲新造所。多奏^ニ此曲。地鎮故也。」とあり、長い杵を持つ舞である。この答舞「貴德」も又杵を持ち、この杵を立てて鎮詞「鯉口吐^ニ氣嘯^ニ万歳政^ニ天下大平世相世理^ニ」を詠じるとみえ、惡魔を退散させ、天下太平をもたらす呪的舞踏とされていたことがうかがえる。

『還城樂』は、「此曲者西國之人好^テ蛇ヲ食トス、其蛇ヲ求メ得^テ悦姿^ニ」とあり、その答舞になつてゐる。「狛犬」は、「舞入時乍^レ合^ニ続松火^ニ入。樂有^ニ破急^ニ。乱声^ニ狛犬出乱声伏^ニ」とあり、犬を追う仕草があつたようで、還城樂と共に滑稽な物真似芸の番舞となつてゐたと思われる。

散樂と称せられる芸内容には、さまざまなものがあり、『日本芸能史』の「散樂の芸能」には、曲伎系幻戯あるいは幻術系滑稽芸系に分類して記されている。すなわち、曲技、曲芸、軽業の類で、弄槍(ほことり)、縁竿(さおのぼり)、弄玉(たまとり)、弄刀(かたなとり)、擲倒(とん

ほがえり) 一足・高足・輪鼓 (たいこまわし) 独樂 (こま
まわし) 神娃^{じんわ}登繩弄玉 (つなわたりのたまとり) 等

幻戯 奇術・手品の類で飲刀子憐 臥劍上舞 入馬腹舞
新羅染 入壺舞等

滑稽芸基本的には人を笑わせるような芸の類で、セリフ
芸と無言芸がある。侏儒舞曼延伎 (ねいぐるみ芸) —— 剣氣
禪脱・狛犬 猿樂 動物芸 (猿まわし) 等である。

『江家次第』に記されている必須の演目の一つ、散更や、
吉干 (桔槔) には、おそらくさまざまな系統の芸が混在し
ていたであろう。

『舞楽要録』の承平四年以後の「抜出」の最後を飾る演
目は、左の禪脱、猿樂、雜芸等に対して右の答舞は必ず桔
槔 (乞寒) になっている。『教訓抄』には、桔槔を説いて、
(ここでは「吉簡」と記されている。)

相撲節、剣氣禪脱對^ヨ奏此曲。舞出間吹^ニ乱声^ニ走廻^王
二人陪從十人、吹^ニ躍退入^王、猿樂等出現シテ思
々ノホヲワザヲシテ入也吉簡^{猿樂等ヲサウス。}

と記されており、多数の散楽人が出て各々に得意の芸を披
露したのであろう。おそらく惡魔払い儀礼としての行事の
最後にふさわしい演目であったと思われる。

四 節会の相撲が行なわれる式場には、「標」が建てられて
いた。
『内裏式』七月七日の相撲式には、

先一日 所司供^ニ張神泉苑^{一(中略)}預置^{ニ可}立^レ標之驗^一
又南去^ニ丈許立^レ可^レ着左司三仗旗^ニ之杖^レ差當^ニ標東^レ右

司与^レ此相對^一

と標と旗を立てる場所が準備され、当日、

近衛將監一人將曹一人監賈分頭相對下並同 次兵衛尉
一人志一人。次衛門尉一人志一人在^ニ標前^ニ行至^ニ閣庭^ニ
北向而立。自^ニ中央^ニ令^レ進^レ模建^レ之。

と近衛府の官人等の護衛で「標」が式場に運ばれ、建てら
れたことが記されている。又『儀式』には、この「標」を
先頭に多数の役員や芸人相撲人等が列を整えて入場したこ
とが記録されている。

「標」というのは、『有職故実辭典^㊷』によれば「標ノ山^{ハタケ}」
とも称され、一般には大嘗祭に建てられるものとして知ら
れているようで、「中古大嘗祭の時に曳き廻る飾物」とあ
り、尤も意匠を凝らしたる一例として、仁明天皇天長十年
(八三三) 十一月の大嘗祭に建てられた「標ノ山」があげら

れて いる。この『有職故実辞典』にとりあげられている例を『続日本後紀』にみると次の称に記されている。

悠紀主基共、標其標悠紀則山上栽梧桐、両字集其上、從其樹中一起五色雲、雲上懸、悠紀近江四鳳、其上有日像、日上有半月像、其山前有天老及麟像、其後有連理異竹、主基則慶山之上栽恒春樹、樹上泛五色卿雲、雲上有霞霞中掛、主基備中四字、且其山上有西王母、献益地図及偷王母仙桃、童子鸞鳳駢麟等像其下鶴立矣。

このような大嘗祭の標にくらべると、節会相撲の式場に建てられていた「標」のことはあまり知られていないようであるが、『菅家文章⁽³⁾』の「左相撲司標所記」によつてその内容をうかがうことが出来る。これは、菅原道真が元慶六年(八八二)の節会相撲に用いる左相撲司の標を製作する過程とその作品の内容を具体的に記したものである。これによれば、まず、「造標屋須臾構成。始作標状其屋自地至棟二丈五尺」約七・五メートルばかりの屋形をつくり、そこに「山高一丈二尺基山折山各六尺」約三・六メートルの山形を作る。次に日輪を「自山頂至日下其間一丈」山頂より約三メートルばかり上にかけ「瑞雲十一片」「綵霞十四片」の雲形を山の上に浮かべ、金龍を「拳首西向尾

触山上身拂雲中」のごとくに空にとばせる、雲上には仙人を「奉幡」で並ばせ、山には、合歛柏木、松等「雜木三十六株」を植え、「雙虎群鹿、山中奔走。人形三十三頭、仙房庵室、飛橋聳梯之類」を適当に配置する等とある。

この標は、承和十三年(八四六)の標体を基本にしたとりあえず木や布、糸等でつくられているが、樹木が十五、六株位しかなく、あまり見すばらしいので、真木を補つたという前例もあるという。作り物の構図は、すべて中国の説話に画かれた絵図が基になつておつり、ここには尚、山裾に寝殿、曲家等を配し道士・老僧が碁を打つ場面や、牧場に馬が群れ遊ぶ場面、あるいは、宿老・道士等が、練金する場面等もつくられている。

このように記された「標」を、前述の大嘗祭の「標」と对照してみると、樹木や動物の種類といった具体的な内容は異つてゐるが、山を作り、木を植え、日輪をかけ、雲を浮させ、幡をたて、靈鳥獸類を配するといった構造はまったく同じである。このことから、節会相撲の式場にも大嘗祭と同じ「標」が建てられていたことがわかる。

この標の山の機能について、折口信夫氏は『盆踊りと祭屋台と』の中で、

天子登板の式には、必神泉苑から標山といふものを

内裏まで率いて来た（中略）標の山とは、神の標の山といふ意である。神々が高天原から地上に降って占領した根拠地なのである。

標の山には、必松なり杉なり真木なりの一本優れて高い木があつて、其が神の降臨の目標となる説である。此を形式化したものが大嘗会に用ゐられるわけで、一先づ天つ神を標山に招き寄せてその標山のまゝを内裏の祭場まで御連れ申すのである。

すなわち、標の山は神聖なる神の依代であるとのべられている。

ところで、『本朝世紀』長保元年（九九九）五月十四日の

条には、祇園御靈会に、大嘗会の標の山に似たものが曳かれていたことが記されている。

今日祇園天神会也、而自_ニ去年_ニ崇中有_ニ雜芸者_ニ是則法師形也。世号謂_ニ無骨_ニ（中略）件法師才為_ニ令_ニ京中之人見物_ニ造_レ村（柱）擬_レ渡_ニ彼社頭_ニ而如_ニ云々_ニ者。件村（柱）作法。宛如_ニ引_ニ大嘗会之標_ニ

とあり、驚いた朝廷ではただちに停止させ、無骨なる雜芸法師をとらえようとしたが、無骨はすでに逃去ってしまつていたという。ところが、この停止が神意に反したとみえて、「子_ニ時天神大忿怒。自_ニ礼盤_ニ視師僧」あるいは「從_ニ

修理職内造木屋_ニ発_ニ火灾。内裏悉以燒亡。」といった事故があつたという。

五来重氏は、『祇園御靈会の穂木から鉢_ヘ』において、無骨なる雜芸法師の曳いた標の山状の村（柱）について、

これこそ現在の「山」にあたる。今の「山台」または「山車」は、台の後方に籠を伏せて胴幕をかぶせたら山型とこれに立てた松の梢付柱をもつ。この中心構造はまさに大嘗祭の「標の山」にほかならない。

とのべられ、これらのものは、一本の常盤木の枝を、人々が手に手に持つて川に流しに行つたところにあると説かれている。

節会相撲に「標」を先頭に行列で式場に入るのは、まさしく神を迎える儀式であったのであろう。しかもここに迎えられる神は、相撲や芸能によって踏み鎮められ、追い払われねばならぬ恐ろしい性格を持った神であったと考えられる。このことからも節会の相撲が儀礼的な惡魔払いの行事として行なわれたものと推察することが出来よう。

以上みて來たように、惡靈を踏み鎮める呪術に発生し、その呪力を競べ合うことから競技化した相撲は、朝廷の宗教行事にとりあげられ、儀礼として行なわれることによつ

て、一定の形式を持つようになっている。

相撲は又式内社への奉幣の際にも行なわれているが、それが、節会相撲の形式に準じたものであったことは、例えば、『長秋記』天永二年(一一一)九月九日の条に、「鴨相撲也、(中略)相撲十番、方相撲延真盛次勝了、事了有勝負舞」左龍王、右納蘇利、事了奉幣の記事からもうかがうことが出来る。

現在の相撲の様式は、こうした節会相撲に召されて相撲をとり、あるいは、諸国の官幣大社の神事相撲に奉仕した相撲人たちによつて、伝播されていったものと思われる。

註

- (1) 拙稿「我が国における相撲の発生に関する研究」大谷大学研究年報第二十四集一四七頁)一七八頁。
- (2) 『日本書紀』垂仁天皇秋七月七日条 日本古典文学大系上巻。
- (3) 山中裕氏著『平安朝の年中行事』塙書房「二、年中行事の成立」参照山中氏は、節会相撲の起源を「天武天皇十一年七月壬辰朔甲午、大隅隼人与阿多隼人相撲於朝廷、大隅隼人勝之」と記しておられる。
- (4) 『続日本紀』新訂増補国史大系。
- (5) 『万葉集』卷五「吉田連宜和『梅花歌』」の序に「今因_ニ相撲部領使_ニ謹付_ニ片紙」とある。日本古典文学大系二。

⑥ 『類聚国史』新訂増補国史大系。

酒井忠正氏著『日本相撲史』「節会相撲」の項参照。

⑦ 『類聚三代格』新訂増補国史大系。

『江家次第』新訂増補故実叢書。

⑧ 『宇治拾遺物語』「門部府生海賦射かへす事」日本古典文学大系。

⑨ 『江家次第』

⑩ 『今昔物語』卷二十七「近衛舎人於常陸國山中詠歌死語」日本古典文学大系二。

⑪ 『江家次第』

⑫ 『宇津保物語』「初秋」日本古典文学大系二。

⑬ 『小右記』大日本古記録。

⑭ 『吉記』承安四年三月十一日条左近府牒「古事類苑」所収。

⑮ 『長秋記』「古事類苑」所収。

⑯ 『内裏式』「群書類聚」所収卷頭に「節文未_ニ具覽_ニ之者多_ニ岐行_ニ之者滋惑_ニ」とあり『年中行事の歴史学』において山中裕

氏は、令の雜令に節日を制定されて以来、さまざま形で行なわれていた行事を、嵯峨天皇と藤原冬嗣等によつて整理し、各々の行事の特徴を明確にしたものであるといわれている。

⑰ 和歌森太郎氏著『相撲いまむかし』和歌森太郎著作集十五卷所収。

⑲ 現在九月二十二日もとは夜相撲といわれ夜に行なわれてい

た。世襲の神人によって奉仕されていた。

⑳ 『西宮記』改訂史籍集覽外篇。

㉑ 『三代実錄』新訂増補国史大系。

- (22) ここでは相撲に関する記事のみをとりあげ、宴の作法に関する記事は抜いている。
- (23) 「立合」「奏名者」（唱名者）「奏籌者」（籌剣）以外に『江家次第』には「相撲長」の名称が記されている。「相撲長」は勝負の際に相撲人の髪のみだれを治したり、相撲人の志気を鼓舞する役であったようである。
- (24) 『長秋記』天永二年八月十七日条。
- (25) 『新猿楽記』「九、六の君の夫相撲」名を「丹治筋男」といい、「蒙最手宣旨賜八十町免田」とあり、節会相撲に最手を務めていたようであるが、ここでは、一人相撲を演じる散樂者の一人として猿楽の場に登場している。
- (26) 『古今著聞集』巻第十「勝岳重茂相撲の事」に「今年左の相撲おぼく負けるを右府あざけらるるよしをききて左の方より夜のあいだに勝岳負くべき由の祈をせさせられたり」とある。
- (27) 「亦昨日一番本孝一昨不籠」^{行方}「昨反問、其外負者皆不籠反問籠反問者皆勝（中略）勘当相撲所官人等無勤由」
- (28) 『貞觀儀式』と同一のものとみられている。
- (29) 『雅樂』日本の古典芸能二巻「雅樂の作法」並びに「宮廷行事と雅樂」の項参照。
- (30) 天永二年（一一一）の成立。
- (31) 『教訓抄』「続群書類聚」所収。
- (32) 童相撲天覧は、この折が初見である。
- (33) 『三代実録』
- (34) 能勢朝次氏は『能楽源流考』において、この記事は、散樂に滑稽解頗」という内容が加わったことを示すと解されている。
- (35) 「群書類聚」所収。
- (36) 日本芸能史研究会編『日本芸能史』1原始古代篇。
- (37) 関根正直氏加藤貞次郎氏著、『有職故実辞典』稀書刊行会。
- (38) 日本古典文学体系。
- (39) 『哲信夫全集』第二巻古代研究（民俗学篇1）
- (40) 五来重氏著『宗教歳時記』角川選書。
- (41) （本学助教授・体育学）